

『令和7年度標茶町会計年度任用職員』を募集します

○任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

○募集職種区分及び採用予定人数

フルタイムは別紙「フルタイム会計年度任用職員募集要項」のとおり

パートタイムは別紙「パートタイム会計年度任用職員募集要項」のとおり

○応募資格

・地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 標茶町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

・募集要項の各職種に関する応募資格を満たす方

令和7年3月までに資格取得見込みの方も受験できますが、採用予定となった後、令和7年3月末までに資格を取得できなかった場合は採用取消しとなります。

○勤務条件

・休暇等について

年次休暇、病気休暇、特別休暇

※有給休暇と無給休暇があります。

・諸手当について

期末勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当

※それぞれの手当には支給要件があります。

※勤務内容や職種により別途手当(特殊勤務手当等)が支給される場合があります。

・勤務時間、休日、給与等について

勤務時間、休日、給与等については募集要項に記載のとおりです。

休憩時間は正午から1時間が基本となりますが、公務運営上の事情により変更となる場合があります。

・服務規定について

常勤職員と同様に地方公務員法が適用されます。

・福利厚生について

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入となります。

・退職手当について

正職員と同じ勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12か月間を

超えるに至ったフルタイムの会計年度任用職員で、その超えるに至った日以後も引き続き当該勤務時間により勤務することとされている方に対しては、退職時に退職手当を支給します。

○応募の手続

次の書類を受付期間までに標茶町役場職員係(2階⑬番窓口)へ持参提出または郵送願います。

- ・申込書(指定用紙に必要事項記入し写真貼付する)
※令和7年3月31日時点で在籍している会計年度任用職員については、写真貼付および学歴・職歴情報欄の記入を省略可とします。
- ・納税確認書(標茶町民のみ、本人及び配偶者分を提出)
- ・資格が必要な職種については資格を証明する書類(取得見込み証明書を含む)の写し
※資格取得見込みの方は取得次第、資格証明書写しの提出をお願いします。

○受付期間

令和7年1月15日(水)から令和7年2月5日(水)午後5時30分まで

○試験日程

令和7年2月

※詳細の日程は、後日個別に連絡します。

○選考方法

書類審査及び個人面接

○試験の結果について

試験終了後、受験者全員に対し、文書で合否をお知らせします。

○その他

- ・提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- ・提出していただいた個人情報には採用試験の目的には一切使用いたしません。

○提出先

標茶町役場総務課職員係

〒088-2312 川上郡標茶町川上4丁目2番地

電話 015-485-2111(内線 216)